【資料２】

庄原市地域水道ビジョン策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成24年５月１日

庄原市水道事業管理者
庄原市長　滝　口　季　彦

庄原市水道事業管理規程第２号

庄原市地域水道ビジョン策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　安全で良質な水の安定供給、経営基盤の強化、効率的な施設整備及び利用者サービスの向上を総合的かつ計画的に推進するための庄原市地域水道ビジョン（以下「水道ビジョン」という。）の策定に関し、必要な事項を検討するため、庄原市地域水道ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(１)　事業の現況分析及び評価に関する事項

(２)　将来像及び目標の設定に関する事項

(３)　実現方策の検討に関する事項

（組織等）

第３条　委員会は、委員15人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、庄原市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が委嘱する。

(１)　受益者を代表する者

(２)　学識経験を有する者

(３)　公募による応募者

(４)　その他管理者が必要と認めた者

（任期）

第４条　委員の任期は、水道ビジョンの策定の完了までとする。

２　前項の規定にかかわらず、委員が欠けたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　前２項の規定にかかわらず、管理者が特別な理由があると認めたときは、任期中に

おいても委嘱を解くことができる。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に、委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により、これを定める。

３　委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　会議は、在任委員の過半数の出席をもって開くものとする。

３　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

４　議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

５　会議は、公開を原則とする。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、水道課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成24年５月１日から施行する。

（失効）

２　この規程は、水道ビジョンが策定されたとき、その効力を失う。